

○高知市総合計画審議会条例

(昭和41年10月1日条例第20号)

改正 昭和42年8月15日条例第45号 昭和46年3月15日条例第13号
昭和54年4月1日条例第3号 平成8年4月1日条例第2号
平成21年1月1日条例第1号

(設置)

第1条 本市の総合計画について調査審議するため、高知市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画策定に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者及び市民
- (4) 市議会議員

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる調査審議が終了するまでの間とする。
2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決定するところによる。
4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を調査審議させるために部会を置くことができる。
2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は、部会委員の互選による。
3 部会長は、部務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会の会議に報告しなければならない。
4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。
5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の

同意を得て定める。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置き、本市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の審議を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 高知市報酬並びに費用弁償条例(昭和22年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条第39号の次に次の1号を加える。

(40) 基本計画審議会委員

第9条第1項第4号中「第39号」を「第40号」に改める。

別表第42項の次に次の1項を加える。

43	基本計画審議会委員	日額	700円
----	-----------	----	------

附 則(昭和42年8月15日条例第45号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月15日条例第13号)抄

1 この条例の施行期日は、別に規則で定める。

附 則(昭和54年4月1日条例第3号)抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年1月1日条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。